

タッチ決済乗車取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西日本鉄道株式会社（以下、「当社」という）におけるタッチ決済を使用した乗車に関し、その使用条件および合理的な取り扱い方法を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「タッチ決済」とは、距離無線通信規格である NFC TypeA/B を活用した EMV コンタクトレス決済のことをいう。
- (2)「タッチ決済カード等」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードまたはカード機能を搭載している携帯情報端末等の機器のことをいう。
- (3)「タッチ決済リーダ等」とは、タッチ決済カード等から情報を読み取るための装置のことをいう。
- (4)「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者およびタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者のことをいう。
- (5)「管理サーバ」とは、タッチ決済カード等の ID、タッチ決済カード等を使用して乗車した場合の出場情報等を管理するサーバのことをいう。
- (6)「営業規則」とは、鉄道旅客および荷物営業規則のことをいう。

2 タッチ決済を使用した乗車については、この規程または営業規則の定めるところによる。

(取扱区間)

第3条 旅客は、タッチ決済対象駅を相互発着する場合に、タッチ決済カード等を利用することができる。

(乗車)

第4条 タッチ決済カード等を用いた乗車は、駅相互間を乗車する目的での乗車に限るものとする。

2 タッチ決済カード等を用いて乗車できる者は、営業規則第 47 条第 1 項に定める大人に限るものとする。

3 タッチ決済カード等を用いた乗車に際しては、タッチ決済リーダ等を用いて情報を読み取ることにより、乗車処理を行う。

4 営業規則第 4 条第 1 項の規定に関わらず、旅客は、前項に規定する乗車処理が行われたときから列車に乗車することができる。

- 5 機器の故障、通信障害、旅客または発行者の都合等により、前項に規定する乗車処理ができない場合、タッチ決済カード等を使用して乗車することはできない。

(乗車料金)

- 第5条 タッチ決済カード等を用いて乗車した者からは、乗車区間に応じ、営業規則第47条第1項に規定する大人普通料金を収受する。
- 2 タッチ決済カード等による乗車により発生した乗車料金は、当該発行者が、当社に立替払いをするものとする。
 - 3 前項の立替払いにより、発行者は、タッチ決済カード等により乗車した者に対して、求償権を取得するものとする。
 - 3 タッチ決済カード等による乗車により発生した料金債権は、1日単位で集計するものとする。
 - 4 発行者からタッチ決済カード等により乗車した者に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

(乗車券)

- 第6条 タッチ決済カード等により乗車する場合、入場処理を行ってから出場処理を行うまでの間、当該タッチ決済カード等を乗車券として取り扱う。
- 2 前項の規定に基づき乗車券として取り扱われるタッチ決済カード等を紛失した場合、入場処理を行った駅から出場する駅までの区間の大人普通料金を収受する。

(乗車の効力)

- 第7条 タッチ決済カード等による乗車は、片道1回の乗車に限り、有効とする。
- 2 タッチ決済カード等による乗車に際しては、1つのタッチ決済カード等につき、同時に1人のみ、入場処理を行うことができる。
 - 3 1つのタッチ決済カード等について、出場処理が行われるまでの間は、新たな入場処理を行うことはできない。
 - 4 タッチ決済カード等による乗車は、入場処理を行った当日限り有効とする。
 - 5 タッチ決済カード等による乗車は、途中下車の取扱いをしない。

(禁止事項)

第8条 タッチ決済カード等による乗車に際しては、次に掲げる使用はできないものとする。

- (1) 1回の乗車につき、2以上のタッチ決済カード等を同時に使用すること。
- (2) 乗車以外の目的で入場処理を行うこと。
- (3) 他の乗車券と併用して使用すること。
- (4) 有効期限の定めがあるタッチ決済カード等について、当該有効期限外に使用すること。
- (5) タッチ決済カード等に名義人が存在する場合において、当該名義人以外が当該タッチ決済カード等に名義人が存在する場合において、当該名義人以外が当該タッチ決済カード等を使用すること。
- (6) 偽造、変造または不正に作成されたタッチ決済カード等を使用すること。
- (7) 利用可能枠があるタッチ決済カード等について、利用可能枠を超えてタッチ決済カード等を使用すること。
- (8) 使用制限または使用停止の措置を受けたタッチ決済カード等を使用すること。

(乗車の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、タッチ決済カード等による乗車は無効とする。

- (1) 入場処理後のタッチ決済カード等を他人から譲り受けて利用した場合
- (2) 第3条に掲げる駅間以外の区間を乗車した場合（第13条第1項または第15条第5項の規定に基づき処理する場合を除く。）
- (3) タッチ決済リーダ等による入場処理を行わずに乗車した場合（第13条第1項または第15条第5項の規定に基づき処理する場合を除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この規程の規定に反して乗車した場合

(割増料金の収受)

第10条 前条各号のいずれかに該当する乗車をした旅客からは、営業規則第143条の規定に基づき、当該旅客が実際に乗車した区間の普通料金およびその2倍に相当する額の割増料金（以下、「割増料金」という。）を収受するものとする。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、この限りではない。

(乗車の制限または停止)

第 11 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するために必要があると認めるときは、タッチ決済カード等による乗車に際して、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、乗車する列車、使用可能旅客数、使用可能時間等の制限
 - (2) 乗車の一時停止
- 2 前項に規定する措置を行う場合は、その旨を関係駅に掲示するものとする。
 - 3 第 1 項に規定する措置を行うことにより第三者に生じる損害について、当社はその責を負わない。

(同一駅での出場)

第 12 条 タッチ決済カード等による乗車に際して、入場処理を行った駅と同じ駅で降車処理を行おうとする者がいたときは、IC カード乗車券取扱規則第 29 条各項の規定を準用する。

(対象外駅での出場時の取扱い)

第 13 条 タッチ決済カード等により入場処理を行い、かつ、第 3 条に掲げる駅以外の駅で出場しようとする場合、旅客から申し出のあった乗車区間に応じて、大人普通料金を収受するものとする。

- 2 前項の場合において、駅務員は、大人普通料金の収受と引き換えに、旅客に対して精算証明証を渡さなければならない。
- 3 旅客は、前項の規定に基づき受け取った精算証明証および出場処理が未了のタッチ決済カード等を、第 3 条に掲げる駅に提出することにより、発駅情報の消去処理を依頼しなければならない。

(出場処理未了時の取扱い)

第 14 条 出場処理がなされていないタッチ決済カード等を用いて入場処理を行おうとした旅客がいた場合、当該タッチ決済カード等に記録された乗車駅から最遠区間の片道大人普通料金および第 10 条に規定する割増料金を収受するとともに、当該タッチ決済カード等に記録された発駅情報の消去処理を行う。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車区間に応じた大人普通料金を収受し、発駅情報の消去処理を行うことができる。

(運行不能時の取扱い)

第 15 条 タッチ決済カード等による乗車に際して、入場処理後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができる。

(1) 無賃送還

(2) 任意による旅行中止

2 前項第 1 号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還する。この場合において、乗車区間の料金は収受せず、当該タッチ決済カード等の発駅情報の消去処理を行う。

3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、当該途中駅が第 3 条に掲げる駅であるときに限り、下車を認めるものとする。この場合において、発駅から下車駅までの料金相当額を途中駅においてタッチ決済カード等から収受する。

4 第 1 項第 2 号の取扱いを選択した旅客については、発駅から途中下車駅までの料金相当額を途中下車駅においてタッチ決済カード等から収受する。

5 前項の規定に関わらず、途中下車駅が第 3 条に掲げる駅以外の駅である場合、前条各項の規定を準用する。

(規則への同意)

第 16 条 旅客は、タッチ決済カード等により入場処理を行ったときに、この規程に定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(利用履歴の確認)

第 17 条 旅客は、管理サーバと接続する Web サイト等において、タッチ決済カード等による乗車日、利用区間、乗車運賃等を確認することができる。

2 前項の確認は、当該 Web サイト等にアクセスした日から最大 365 日前の乗車分まで行うことができる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(規定外の事項等)

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、その他の関連する規程等の規定によるものとする。

(免責事項)

第 19 条 この要綱に定めのない、タッチ決済カード等を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。